

# 令和6年第9回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月26日(木) 午前8時26分から午前8時43分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

<del>10番 善岡 浩樹 (会長)</del>	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (1人) 10番 善岡 浩樹 (会長)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	高田 秋光 山外 明人
第 2	会議書記の指名	長谷局長、 <del>滝上推進員</del> ・清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第16号	農用地利用集積計画の変更について
第 7	議案第19号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第 8	議案第20号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について
第 9	議案第21号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

長谷育男事務局長・~~滝上和昭農地推進員~~・清水野梨希主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>みなさんおはようございます。只今の出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第9回農業委員会を開催します。</p> <p>なお、本日善岡会長が諸事情により総会を欠席されておりますので、北竜町農業委員会会議規則第16条により松田会長代理が、会長の職務を代理します。それでは、松田会長代理より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
代理(松田)	<p>ご苦労様です。議長代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、秋の農作業の方は稲刈りが終盤に掛かっていると思われませんが、今年は特に高収量で品質も良いことから、高値で取引されることが予想されております。このことは、生産資材の高騰がここ数年続いておりましたので、幾らかの埋め合わせになるのではないかと考えているところであります。一方、畑作物については、まだまだ大豆やソバ等の収穫が残っていると聞いております。今後は、日も短くなってきておりますのでケガや事故のないよう十分注意して作業を行って頂きたいと思っております。</p>
議長(代理)	<p>それでは、これより令和6年第9回農業委員会総会を開催致します。</p>
議長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 高田委員・山外委員にお願い致します。</p>
議長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員—清水野主事 を配置いたします。</p>
議長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与(續木)	<p>おはようございます。先ほど会長代理の挨拶にもありましたとおり、町内では稲刈りが終盤を迎えており、収穫された新米につきましては、本日より札幌市で開催中のオータムフェストにおいて販売をさせていただきます。また、今週末の9月28日には町内においても新米まつりが開催され、新米等の販売が行われます。本年度においても本町のお米が沢山の消費者の方に味わって頂けるようご祈念しております。</p> <p>以上農政報告とさせていただきます。</p>

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について  
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告1件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第16号 農用地利用集積計画の変更について、事務局  
より説明願います。

事務局長

5ページをご覧下さい。

報告第16号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告  
する。

令和6年9月26日提出

農用地利用集積計画の変更2件につきまして、ご報告致します。

6ページをお開き下さい。

1件目でございますが、令和3年1月総会の農用地利用集積計画の議案  
にて、                    と                    との賃貸借に係る計画を承認して  
おりますが、その後、貸主の申し出により貸付料が変更となりました。

次のページをご覧下さい。

2件目ですが、平成28年10月総会の農用地利用集積計画の議案  
にて、                    と                    との賃貸借に係る計画を承認して  
おりますが、その後、農業用施設の建設により一部解約を行ったため、  
面積が変更となりました。

なお、資料1ページに変更内容を記載しておりますのでご確認下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

次に日程第7 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明願います。

事務局長

8ページをお開き下さい。

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので、別紙の者について議決を求める。

令和6年9月26日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 6-5 贈与

譲渡人

譲受人

申請理由は、農業後継者である息子に農業経営基盤を引き継ぐためです。

権利は、贈与による所有権移転であります。

土地の引き渡し時期は、許可と同時です。

土地の所在は板谷2番地1 外10筆、

田が11筆で、面積が 107,631 m<sup>2</sup>です。

資料2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号6-5贈与について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号6-5贈与について承認いたします。

日程第7 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については承認といたします。

次に日程第8 議案第20号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について、事務局より説明願います。

事務局長

10ページをお開き下さい。

議案第20号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について

所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和6年9月26日提出

次のページをご覧ください。

申請者は、XXXXXXXXXXです。

土地の所在については、和41番地2外16筆で、全て田となっており、面積が80,024㎡です。

買入れ協議は、土地のあっせん調整がつかず、地域の担い手に集積するのに時間を要すると判断し、農地中間管理機構に買入れ協議が必要と判断するものであります。

なお、通常の譲渡所得税控除は800万円ですが、買入れ協議につきましては1,500万円の控除があります。

資料3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

※買入れ協議は、相手方が見当たらず、調整困難相手となっておりますが、従来農業公社では、相手方を決めてないものは買入れ協議をいたしません。今回この農地はXXXXXXXXXXが10年の農地保有合理化事業で対応する予定です。

議 長

このことについて、ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第8 議案20号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について原案通り可決します。

次に日程第9 議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局長

12ページをお開き下さい。

議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年9月26日提出

次のページをご覧下さい。

番号 6-売-19

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和6年9月27日です。  
対価の支払期限は、令和6年12月27日です。  
売買価格は、12,268,000円です。  
土地の所在は、和57番地9外7筆、  
田が8筆で面積は44,918.00㎡となっております。  
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。  
番号6-売-19承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-売-19について承認いたします。

日程第9 議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する  
法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18  
条の規定による農地利用集積計画の決定については承認いたします。

以上で、第9回農業委員会総会を終了致します。

議 長

---

2 番委員

---

3 番委員

---